

第11号議案

「品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について

1 改正の理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用および番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項について、区独自の利活用を行うため条例を定め運用しているが、新たに発生した個人番号を利用する事務の追加、条例制定以降に発生した各事務における制度面、運用面の変更を反映させるため必要な改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 個人番号を利用できる区独自の事務の追加

後期高齢者医療被保険者に係る葬祭費については、都との委託規約に基づき「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」に基づく法定給付（5万円）を行っていることに加え、区の独自事業としてこれに付加給付（2万円）を行っている（法定給付および付加給付に係る申請書を兼用。）。

この度、東京都後期高齢者医療広域連合において、番号法の趣旨を踏まえ、「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則」の一部を改正し、葬祭費支給申請書に個人番号の記載欄を設けることとなった。

このため、区が行う葬祭費の付加給付事務についても、個人番号を利用することとなることから、条例別表第1（区独自に個人番号を利用することができる事務を列挙）に下記のとおり追加する。

別表第1 抜粋（追加部分）

番号	執行機関	事務
22 の2	区長	後期高齢者医療被保険者に係る葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 特定個人情報を庁内連携する事務の追加

日本年金機構の情報流出事件を受け、見送られていた日本年金機構による個人番号の利用が、平成29年1月1日から順次開始されることとなった。

このため、各市区町村における国民年金事務について、平成29年4月1日から、各市区町村の窓口において個人番号が記載された申請書の受理等が開始されるとともに、当該個人番号を含む情報として、特定個人情報（申請者に係る医療保険給付関係情報、生活保護関係情報および地方税関係情報）を庁内連

携により取得を行うことから、当該国民年金事務を条例別表第2（特定個人情報の庁内連携を行う事務を列挙）に下記のとおり追加する。

別表第2 抜粋 （追加部分）

番号	執行機関	事務	特定個人情報
38	区長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付もしくは保険料その他徴収金の徴収または加入員の資格の取得および喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

（3）既に庁内連携している事務への特定個人情報の追加

平成29年3月より、品川・大井・荏原保健センターにおいて、精神障害者福祉手帳交付事務および難病患者に対する医療費支給事務で取得した精神障害者情報および難病患者情報をシステム管理することとなった。

当該システムについては、障害者福祉課の障害者福祉システムと情報連携を行うこととされ、当該連携により、障害者福祉課が行う①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による自立支援給付の支給事務および②障害者福祉手当支給事務において、上記情報を取得することとなる。

このため、上記①および②の事務において、取得する特定個人情報について条例別表第2に下記のとおり追加する。

（※なお、「精神障害者福祉手帳交付事務」、「難病患者に対する医療費支給事務」は、東京都が条例で定め独自利用事務とし、市区町村へ事務の委託が行われている。）

別表第2 抜粋 （追加部分 ※追加の特定個人情報は青字部分）

番号	執行機関	事務	特定個人情報
23	区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援もしくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報または身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する

			る法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「特定医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による難病にり患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「東京都難病患者医療費等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
}	}	}	}
25	区長	障害者福祉手当支給事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			特定医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

			東京都難病患者医療費等 助成関係情報であって規則で定めるもの
--	--	--	-----------------------------------

(4) 既に庁内連携している事務の特定個人情報の規定の変更

介護保険事務、国民健康保険事務において、介護保険法施行法第11条で規定する介護保険適用除外施設情報を庁内連携している。当該情報の連携に関しては、既に「障害者関係情報」として条例別表第2で規定しているが、連携している情報は、この「障害者関係情報」の中でも「介護保険適用除外施設情報」に限定されていることから、条例別表第2の表記を下記のとおり改める。

別表第2 抜粋 (変更部分 ※変更する特定個人情報は青字部分)

番号	執行機関	事務	特定個人情報
18	区長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付または配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			介護保険法施行法（平成9年法律第124号）による介護保険の適用除外に係る施設に関する情報（以下「介護保険適用除外施設関係情報」という。）で

			あつて規則で定めるもの
々	々	々	々
32	区長	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 介護保険適用除外施設関係情報であつて規則で定めるもの

### 3 施行期日（附則関係）

平成29年4月1日から施行する。

## 【根拠法：抜粋】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

## (利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(以下の項省略)

## (特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(中略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(中略)

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(以下の号省略)

新旧対照表

○品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例

新				旧			
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)			
番号	執行機関	事務		番号	執行機関	事務	
22の2	区長	<a href="#">後期高齢者医療被保険者に係る葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</a>					
別表第2 (第4条関係)				別表第2 (第4条関係)			
番号	執行機関	事務	特定個人情報	番号	執行機関	事務	特定個人情報
18	区長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	18	区長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの				<a href="#">児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援もしくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報または身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</a>
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律				地方税関係情報であって規則で定めるもの
							中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

新				旧			
			<p>(平成6年法律第30号)による支援給付または配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p><a href="#">介護保険法施行法(平成9年法律第124号)による介護保険の適用除外に係る施設に関する情報(以下「介護保険適用除外施設関係情報」という。)であって規則に定めるもの</a></p>				<p>(平成6年法律第30号)による支援給付または配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
21	区長	<p>児童福祉法(<a href="#">昭和22年法律第164号</a>)による</p> <p>肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>	21	区長	<p>児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
22	区長	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による<a href="#">障害児福祉手当</a>もしくは特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	22	区長	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による<a href="#">障害福祉手当</a>もしくは特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
23	区長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平</p>	<p><a href="#">児童福祉法による障害児入所支援もしくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をい</a></p>	23	区長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平</p>	

新			旧		
	成17年法律第123号) による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	う。)に関する情報または身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの		成17年法律第123号) による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報(以下「特定医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの			
		東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号)による難病にり患した者に対する医療費等の助成に関する情報(以下「東京都難病患者医療費等助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの			

新				旧			
25	区長	障害者福祉手当支給事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの <u>特定医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>東京都難病患者医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの</u>	25	区長	障害者福祉手当支給事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
32	区長	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの <u>介護保険適用除外施設関係情報であって規則で定めるもの</u>	32	区長	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
38	区長	<u>国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付もしくは保険料その他徴収金の徴収または加入員の資格の取得および喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> 生活保護関係情報であって規則で定めるもの <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>				
<p><u>付 則</u> この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>							